

## 多治見市告示第 166 号

多治見市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱  
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 54 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が定めた機関による技術的審査)

第 2 条 法第 53 条第 1 項又は第 55 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う前に、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第 54 条第 1 項に規定する基準に適合していることについて、次に掲げる機関（以下「市長が定めた機関」という。）による技術的審査を受けることができる。

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関で、業として建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は新築の建築物の建設工事を請け負う者（以下「建築関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないもの

ア 当該機関が株式会社である場合にあっては、建築関連事業者が会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 1 項に規定する親法人であること。

イ 当該機関の役員（会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社である場合にあっては、業務を執行する社員）に占める建築関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間に当該建築関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていること。

ウ 当該機関（法人である場合にあっては、その代表権を有する役員）が建築関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間に当該建築関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合にあっては、建築基準法（昭和 25 年

法律第 201 号) 第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関を兼ねているものに限る。)

2 市長が定めた機関は、前項の技術的審査の結果、低炭素建築物新築等計画が法第 54 条第 1 項の規定による基準に適合すると認めた場合にあっては、適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）を申請者に交付するものとする。

(市長が必要と認める図書)

第 3 条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。）第 41 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 前条の規定により市長が定めた機関による技術的審査を受けた場合にあっては、当該市長が定めた機関が交付する適合証

(2) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号。以下「低炭素化の基準告示」という。）Ⅱの第 1 の 6 に該当する場合にあっては、前号の規定により市長が定めた機関（登録住宅性能評価機関に限る。）が交付する適合証を添付する場合を除き、登録住宅性能評価機関が交付する品確法第 5 条第 1 項の規定による住宅性能評価書の写し又は品確法第 44 条第 1 項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し

(3) 低炭素化の基準告示Ⅰの第 2 の 1 - 3 に規定する基準の審査に当たり、低炭素化の基準告示Ⅰの第 2 の 1 - 2 (2) に基づき国土交通大臣が認めた場合にあっては、当該基準に適合する旨の認定書等の写し

(4) 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 118 号）4 の(2)③に規定する都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域における場合にあっては、その制限等に適合する旨の証明書等

(市長が不要と認める図書)

第 4 条 省令第 41 条第 3 項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 前条第 2 号の規定により住宅性能評価書の写し又は住宅型式性能認定書の

写しを添えたものにあつては、低炭素化の基準告示Ⅱの第1の6に適合することの確認に必要な図書

(2) 前条第3号の規定により認定書等の写しを添えたものにあつては、低炭素化の基準告示Ⅰの第2の1-3に適合することの確認に必要な図書

(建築確認申請書等)

第5条 申請者は、法第54条第2項の規定（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）に基づく申出をする場合は、計画通知取扱申請書（別記様式第1号）を添付するものとする。

2 法第54条第2項の規定に基づき提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書は、正本1通及び副本1通（同条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）に準じた審査を要する場合には、正本1通及び副本2通）とする。

3 構造計算適合性判定に準じた審査を要する場合には、省令第41条第1項に規定する申請書の副本2通を添付するものとする。

(計画通知)

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、低炭素建築物新築等計画に低炭素建築物新築等計画通知書（別記様式第2号）を添付し建築主事に通知するものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第7条 市長は、前条で通知した建築物に構造計算適合性判定を要する建築物が含まれている場合には、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査を建築基準法第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関へ委託することができる。

3 市長は、第1項の構造計算適合性判定に準じた審査を行った場合は、前条の通知に構造計算適合性判定に準じた審査の結果の写しを添付するものとする。

(適合するかどうか判断できない旨の通知)

第8条 市長は、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合するかどうか判断できない場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第12項の規定による適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付を受けた場合は、適合するかどうか判断できない旨の通知書（別記様式第3号）

により申請者へ通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第12項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書(別記様式第4号)により申請者へ通知するものとする。

(計画変更届)

第10条 法第54条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。)の変更(省令第44条の規定による軽微な変更に限る。)をしようとする者は、当該変更に係る工事に着手する前に、低炭素建築物新築等計画変更届(別記様式第5号)正本1通及び副本1通に当該変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。

(申請の取下届)

第11条 法第53条第1項又は第55条第1項に規定する認定を申請した者が当該申請を取り下げる場合は、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届(別記様式第6号)正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(建築工事完了報告書)

第12条 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築主(以下「認定建築主」という。)は、認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の建築工事を完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(別記様式第7号)により、市長に報告するものとする。

2 前項の報告には、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付するものとし、必要に応じ工事写真を添付するものとする。

(認定建築主変更等届)

第13条 次に掲げる者は、認定建築主変更等届(別記様式第8号)正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

(1) 認定建築主の一般承継人

(2) 認定建築主から、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得した者

(報告の徴収)

第 14 条 法第 56 条の規定による報告の徴収は、市長が必要と認めるときに、報告を求める旨の通知書（別記様式第 9 号）により行うこととする。

(改善命令)

第 15 条 法第 57 条の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書（別記様式第 10 号）により行うこととする。

(建築取りやめ申出書)

第 16 条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書（別記様式第 11 号）により行うこととする。

2 前項の申出には、省令第 43 条第 1 項の規定による認定通知書を添付するものとする。

(認定取消し)

第 17 条 法第 58 条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取消しの通知は、認定取消通知書（別記様式第 12 号）により行うこととする。

附 則

この告示は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

別記

様式第1号（第5条関係）

計画通知取扱申請書

年 月 日

多治見市長

申請者住所

氏名

㊟

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により、下記の低炭素建築物新築等計画について、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けたいので建築基準法施行規則第1条の3（磁気ディスク等による申請の場合は同規則第11条の3）に規定する書類を添付して申請します。

記

1. 申請に係る建築物の位置

2. 建築物の用途

3. 延べ面積（㎡）

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

- 注意
- ※印の欄には、記入しないでください。
  - 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

様式第2号（第6条関係）

低炭素建築物新築等計画通知書

多治見市  
建築主事

通知者官職 多治見市長

第 号  
年 月 日  
日 回

---

建築主氏名  
設計者氏名

受付欄	消防通知欄	決裁欄	通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号

第 号  
年 月 日

適合するかどうか判断できない旨の通知書

様

多治見市長

印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定（法第54条第2項の申し出があった場合は建築基準関係規定を含む。）に適合するかどうか判断できないので、これを通知します。

記

1. 申請年月日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、多治見市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、多治見市（訴訟において多治見市を代表する者は多治見市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。



第 号  
年 月 日

認定しない旨の通知書

様

多治見市長

回

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定（法第54条第2項の申し出があった場合は建築基準関係規定を含む。）による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

1. 申請年月日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、多治見市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、多治見市（訴訟において多治見市を代表する者は多治見市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

低炭素建築物新築等計画変更届

年 月 日

多治見市長

届出者住所

氏名

㊟

低炭素建築物新築等計画を変更（国土交通省令で定める軽微な変更に限る。）したいので、多治見市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱第 10 条の規定により届け出ます。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 軽微な変更の内容  
(前)  
  
(後)
6. 変更理由

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 通知
		※ 原本照合

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
  - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

様式第6号（第11条関係）

低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届

年 月 日

多治見市長

届出者住所  
氏名

印

次の申請を取り下げたいので届け出ます。

1. 申請の種類
2. 申請年月日
3. 申請に係る建築物の位置
4. 取り下げ理由

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
  - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

多治見市長

報告者住所

氏名

㊟

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 建築工事完了年月日
6. 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士等  
（ 級）建築士（ ）登録第 号  
住所  
氏名 ㊟  
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号  
名称  
所在地

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
  - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 報告者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
  - 4 工事写真を添付するとともに、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付してください。
  - 5 必要に応じて、工事写真の提出を求めることがあります。

(第2面)

7. 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の建築工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果(不適の場合 は、その内容)
外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に関する基準				
1次エネルギー消費量に関する基準				
建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準				

認定建築主変更等届

年 月 日

多治見市長

届出者住所

氏名

㊟

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物について、一般承継又は所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得しましたので、多治見市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱第 13 条の規定により報告します。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称（変更前）
4. 認定に係る建築物の位置
5. 変更等理由

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
  - 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 号  
年 月 日

報告を求める旨の通知書

認定建築主 様

多治見市長

印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 報告を求める内容
6. 報告の期限

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

第 号  
年 月 日

改善命令書

認定建築主 様

多治見市長

印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 57 条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 命ずる措置
6. 改善の期限

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、多治見市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、多治見市（訴訟において多治見市を代表する者は多治見市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



様式第 11 号（第 16 条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

多治見市長

申出者住所

氏名

㊟

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、次のとおり申し出ます。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 取りやめの理由

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		
第 号		

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
  - 2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 申出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 号  
年 月 日

認定取消通知書

認定建築主 様

多治見市長

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第 58 条の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので、多治見市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務処理要綱第 17 条の規定に基づき、これを通知します。

記

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、多治見市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、多治見市（訴訟において多治見市を代表する者は多治見市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。